

2018年 12月 12日

No. 483



山田 良平
3分間
税ミナール

ヤマダ総合公認会計士事務所

〒124-0012

東京都葛飾区立石1-12-11

TEL 3694-6091

FAX 3691-6680



国税庁 軽減税率のマニュアル改訂「細かすぎる」の声も

国税庁は先月11月8日、2019年10月の消費税率10%への引き上げ時に導入する軽減税率について、事例ごとに軽減税率の対象になるかどうかを解説したQ&A集の改訂版を公表しました。例えば、コンビニエンスストアやスーパーなどの小売店が休憩用として通路脇に設置するベンチに「飲食禁止」といった明示をしていない場合、飲食スペースとみなす方針を明確化するなど内容を見直しました。軽減税率導入後に予測される混乱の防止を狙い、かなり細かい事例も取り上げていますが、逆に、軽減税率の複雑さや分かりにくさが際立つ結果にもなりました。

軽減税率は、酒類を除く飲食料品などの税率を8%に据え置く制度です。飲食料品は、持ち帰りには適用されますが、コンビニなどの店内にある飲食スペースで食べるためだと「外食」扱いになり対象外となります。

ただ、コンビニやスーパーでは、飲食スペースがなくても、店内の通路や階段脇、店先に客の休憩用としてベンチを置いている店舗が多く、かねてより、コンビニ等の業界からこのベンチなどの取り扱いについて問い合わせが寄せられていましたが、国税庁は今回、店側が休憩用としていても「飲食禁止」といった明示をしていない場合は飲食スペースにあたるというルールを明確化し、こうしたベンチで食べるために買う時は、外食とみなされ軽減税率の対象からは外れるとの回答をしたこととなります。

この他に取り上げられた事例では、ウォーターサーバーのレンタルについて、サーバーのレンタル料の税率は10%ですが、中身の飲料水は8%と定められているほか、回転ずし店で、テーブルに回ってきたすしを客が食べきれず、パックに詰めて持ち帰るケースは10%としています。ある小売り業者は「細かい事例も、ないよりは良いが、全ての事例は網羅できずに限界がある。軽減税率への対応はやはり大変そうだ」と漏らし、ネットでは「ここまで細かい例を官僚が一生懸命考えているのは違和感がある」などとの感想も寄せられています。